

2020年10月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 F P G  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 谷 村 尚 永  
(東証第一部・コード：7148)  
問 合 せ 先 経 理 1 部 長 坪 内 悠 介  
( TEL. 03-5288-5691)

### Air Mauritius Limitedに関する評価損の計上に関するお知らせ

当社は、2020年9月期決算において、Air Mauritius Limitedに関連する販売用航空機の評価損を計上いたしますので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 会計処理の概要

2020年5月13日付「Air Mauritius Limitedの任意管理手続き申請に伴う当社への影響について(開示事項の経過)」でお知らせしたとおり、Air Mauritius Limited(以下、AML)が、モーリシャス破産法 (Insolvency Act) に基づく Voluntary Administration (任意管理手続き) を申請したことに伴い、当社はAMLに対するオペレーティング・リース事業 (以下、リース事業) の匿名組合出資持分を当面保有することとしたため、当該匿名組合出資持分を商品出資金として計上する会計処理を2020年3月末時点で変更した結果、当該航空機を販売用航空機として当社の資産に計上し、ノンリコースローンを負債に計上することとなりました。これにより、2020年3月末時点での当該リース事業の損益や航空機の評価損を売上原価に商品出資金評価損として527百万円計上するとともに、2020年3月末以降、当該リース事業の損益及び資産・負債を当社の連結財務諸表に反映することといたしました。またこれらを踏まえて2020年5月13日付「第2四半期業績予想と実績との差異及び業績予想の修正に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、下期に発生する費用を加味して、通期業績予想を修正いたしました。なお、保有している商品出資金の中でAML以外に破綻したリース先はございません。

しかしながら、AMLの破綻後も機体の継続使用について交渉を行っておりますが、決着には時間を要する可能性があることから、当社の資産に計上した販売用航空機を新型コロナウイルス感染症の影響による機体価値の低下を踏まえ損失処理をすることが妥当と判断し、2020年9月期決算において、売上原価に販売用航空機評価損1,574百万円を新たに計上することといたしました。

この結果、2020年9月期通期決算において、売上原価に商品出資金評価損527百万円及び販売用航空機評価損1,574百万円の合計2,101百万円の評価損を計上するとともに、営業外損益で、当該リース事業から生じた損益として当該事業のノンリコースローンの為替差損等を含めた559百万円の正味費用を計上する結果、合計2,661百万円の正味費用・損失を計上することといたしました。なお、先述の通り当該リース事業の匿名組合出資持分は当社が保有していることから、当該リース事業の損益及び資産・負債は当社個別決算においても総額で計上することとしたため、これらの費用・損失は当社個別決算においても計上されます。

当該リース事業は、航空機及びリース契約とノンリコースローンからなり、ローンの返済原資は、航空機とその受取りリース料等に限定されており、当社の最大損失は、匿名組合出資持分(※)のみに想定されます。2020年9月期における正味費用・損失計上により2020年9月末時点での匿名組合出資持分は998百万円となり、当該金額が2021年9月期以降の本件に係る最大損失額となると判断しております。

#### 2. 2020年9月期通期業績への影響について

通期業績への影響については、本日公表の「2020年9月期連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

(※)航空機評価額からノンリコースローン額を差し引いた、当社が保有する匿名組合出資持分の時価評価額となります。

以 上